

CORPORATE & TAX GLOBAL UPDATE

Newsletter

30 July 2020

Corporate & Tax Global Update ニュースレター Vol. 48

「コロナウイルス・リソース・センター」開設のお知らせ

ベーカーマッケンジーでは、新型コロナウイルスが各国大手企業に与える影響について法的観点から情報をご提供しています。

以下のサイトにて情報を掲載しておりますので是非ご利用ください。



はじめに

Corporate & Tax Global Update は、ベーカーマッケンジーのグローバルネットワークを最大限に活かし、日本と世界各国の会社法務及び税務の「今」をタイムリーにお届けしています。

Vol. 48 となる本号では、新型コロナウイルスに関して日系企業が留意すべき税務上の論点、香港、国家安全維持法の成立等の最新情報をお届けします。本ニュースレターが会社法務と税務の分野における皆様の羅針盤となれば幸いです。

目次

1. 日本

日本：新型コロナウイルスに関して日系企業が留意すべき税務上の論点①

2. アジア

香港：国家安全維持法の成立

フィリピン：電子商取引に関する付加価値税（VAT）の改正

3. 豪州

オーストラリア：フィンテック分野の新サンドボックス制度の導入

4. 欧州

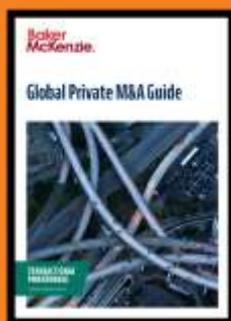
EU：消費者の集団的権利回復に関する EU 指令の最終合意案

EU：DAC6 に基づく報告期限が 6 か月延長される見通し

「グローバル・プライベート
M&Aガイド（英文）」
のお知らせ

本ガイドは、非上場会社を対象とするクロスボーダーM&Aの準備、実行段階で直面する法務および規制上の各種の論点について、各国の状況を取りまとめたもので、39法域をカバーしています。クロスボーダーM&Aに関する法律実務はますます複雑さを増す傾向にあり、十分な事前準備と情報収集はM&A案件の成功のための必須の条件となっています。本ガイドは、クロスボーダーM&Aに関わる実務家にとって必携の書と言えます。

本ガイド（無料）をご希望の方は
[メール](#)にてご連絡ください。



1. 日本

新型コロナウイルスに関して日系企業が留意すべき税務上の論点①

2020年4月30日に新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下、「臨時特例法」）が施行された後も、国税庁から新型コロナウイルスに関連する税務上の取扱いに関する質疑応答集（以下、「国税庁FAQ」）が公表、更新されるなど¹、新型コロナウイルスに係る状況は日々その動きがみられる。本稿では、日系企業が留意すべき税務上の論点についてまとめ、解説を行う。なお、本稿については、本号と2020年8月発行予定の本ニューズレター第49号の2回にわたって連載を行う。

今般の臨時特例法の措置の内容自体については、2020年4月20日に閣議決定された新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置とほぼ同一であるため、本ニューズレター第45号を参照されたい²。

日系企業が留意すべき税務上の論点

1. 個別の申請による申告期限延長（以下、「個別延長」）

新型コロナウイルスの影響を鑑み、2019年度の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税の申告期限については、一律に2020年4月16日まで延長されている³。

一方で、法人については、申告所得税等のような一律の申告期限の延長は認められていないが、申告書や決算書類などの国税の申告・納付の手に必要な書類等の作成が遅れ、その期限までに申告・納付等を行うことが困難な場合⁴には、個別延長が認められている⁶。通常の個別延長の申請であれば、別途申請書等を作成・提出が求められるが、新型コロナウイルスの影響による個別延長の申請に関しては、申告書の提出の際に「新型コロナウイルスによる申告・納付期限延長申請」である旨を申告書の余白に付記する⁷といった簡易な方法により申請を行うことができるとされている。

ここで、会社法上、定款に定められて議決権行使の基準日⁸から3か月以内に定時株主総会を開催し、決算の承認を行うことが求められていることから⁹、内国法人は、原則事業年度末の日の翌日から2か月以内とされている法人税の申告期限を、申請により1か月延長しているケースが多い¹⁰。この場合、

¹ <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/kansensho/pdf/faq.pdf> 「国税における新型コロナウイルス感染症拡大防止への対応と申告や納税などの当面の税務上の取扱いに関するFAQ」（国税庁、2020年3月（2020年7月1日更新））

² 例えば、消費税の課税事業者選択届出等の提出に関する特例、欠損金の繰戻還付等、他にも日系企業が留意すべき税務上の論点はあるが、本稿では割愛する。

³ 期限までに申告することが困難であった納税者については、それ以降であっても柔軟に確定申告書を受け付けることとされている。

⁴ 例えば、税務代理等を行う税理士若しくはその税理士事務所の職員が新型コロナウイルスに感染したこと、感染症の拡大防止のため多数の株主を招集させないよう定時株主総会の開催時期を遅らせるといった緊急措置を講じたこと等。

⁵ ここでは、法人税に係る個別延長申請を念頭に置いている。消費税に関しては、定時株主総会の開催時期を遅らせたことにより決算が確定しないという理由「のみ」により、個別延長申請は認められないことに留意する必要がある（国税庁FAQ1.問7参照）。

⁶ 国税通則法第11条、国税通則法施行令第3条第3項及び第4項

⁷ 電子申告の場合は「電子申告及び申請・届出による添付書類送付書」の「電子申告及び申請届出名」欄にその旨入力することとされている。

⁸ 一般的には事業年度末。

⁹ 会社法第124条、第438条第2項

¹⁰ 法人税法第75条の2

「グローバル企業再編・倒産ガイド(英文)」のお知らせ

第7版となる「2020年グローバル企業再編・倒産ガイド」が発行となりました。本ガイドは、世界40か国における企業再編、倒産手続きに関する実務上の要点を取りまとめたもので、COVID-19の影響下で浮かび上がる様々な懸念点についても網羅しています。

本ガイド(無料)をご希望の方はメールにてご連絡ください。



本来の申告期限後、延長後の申告期限までに納付される法人税については利子税が課される。

今回の新型コロナウイルスによる個別延長を適用するのであれば、申告時までに納税を行うことにより、利子税、延滞税は免除される¹¹。また、本来の申告期限までに申告書の提出ができなかったとしても個別延長により、申告期限の延長がされている以上、無申告加算税¹²も課されない。

通常であれば利子税が課されるケースについても、申請により個別延長が認められるのであれば¹³、利子税及びその他の附帯税も課されない、と解されるが、個別延長を申請するのであれば、個別延長が認められるべき事由があったことを説明する資料¹⁴を整備しておく必要があると考えられる。

2. 納税猶予の特例

上記1の個別延長(及びそれに伴う納税の猶予)とは別に、新型コロナウイルスの影響で資金繰りが悪化し、国税¹⁵を納付期限までに納められない納税者については、申請により原則として1年間の納付を猶予する制度が臨時特例法により定められている(以下、「特例猶予制度」)。この特例猶予制度を適用する場合は、担保は求められず、延滞税も免除される。

特例猶予制度の申請の条件は以下である。

- ① 新型コロナウイルスの影響により、2020年2月以降の任意の1か月以上の期間において、法人の売上高が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ② 一時的に納税を行うことが困難であること

また、特例猶予制度を適用するためには納期限又は2020年6月30日のいずれか遅い日までに所轄税務署への申請が必要である点に留意が必要である¹⁶。なお、申請が遅れた場合も、納期限後6か月以内であれば換価の猶予の申請¹⁷は可能であるが、納期限から申請日までの期間に対応する延滞税は、免除されない。

3. 役員報酬の取扱い

役員報酬を税務上損金算入として処理するためには、一定の要件を満たす必要がある。税務上損金算入として処理できる代表的な役員報酬として定期同額給与がある¹⁸。定期同額給与は、①支給時期が一月以下の一定の期間ごとである給与であり、事業年度の各支給時期における支給額が同額であるもの、及び②それに「準ずる」給与とされている¹⁹。

¹¹ 国税通則法第63条第2項、第64条第3項

¹² 国税通則法第66条

¹³ もっとも、国税庁FAQでは「柔軟な取扱い」と表現されているが、過去の判例(例えば、さいたま地裁平成25年8月21日判決)では、国税通則法第11条にいう「やむを得ない理由」は限定的に解釈されていることもあり、無制限に個別延長が認められるものではない旨改めて留意する必要がある。

¹⁴ 事情にもよるが、担当税理士とのメールでのやり取り、担当者の勤怠管理簿等が考えられる。

¹⁵ 印紙税などを除いたほぼ全ての国税で、2020年2月1日から2021年1月31日までの間に納期限が到来するもの(予定納付、中間納付も含む)。

¹⁶ 臨時特例法による読み替え後の国税通則法第46条第1項

¹⁷ やむを得ない事情がある場合に限っては、特例猶予制度の申請も認められる。

¹⁸ 事前確定届出給与、業績連動給与については、「新型コロナウイルスの影響により株主総会の延期等を行う場合の役員給与の損金算入について」(経済産業省、2020年6月12日)を参照のこと。<https://www.meti.go.jp/covid-19/pdf/sonkinsannyu.pdf>

¹⁹ 法人税法第34条第1項第1号

定期同額給与とされる上記②の「準ずる」給与とは、定期給与の改定がされた場合における、事業年度開始の日又は給与改定前の最後の支給時期の翌日から給与改定後の最初の支給時期の前日又は当該事業年度終了の日までの間の各支給時期における支給額が同額であるものとされている。

- ① 原則として会計期間開始の日から3か月以内に行われた定期給与の額の改定（定期改定事由）
- ② 役員の職制上の地位の変更、その役員の職務の内容の重大な変更その他これらに類するやむを得ない状況により行われた定期給与の額の改定（臨時改定事由）
- ③ 経営の状況が著しく悪化したことその他これに類する理由により行われた定期給与の額の改定（業績悪化改定事由）

国税庁FAQでは、以下のようなケースは業績悪化改定事由に該当するものとされている。国税庁FAQでは、新型コロナウイルスの影響を特に受けたイベント事業者、観光業者を例示しているが、業種に限らず、「経営状況が著しく悪化したことなどやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない事情がある²⁰」場合には業績悪化改定事由に該当すると解され、（今後の業績回復見通しも考慮する等）弾力的な対応が取られることが見込まれる。いずれにせよ、役員報酬の減額改定に至った状況を説明する資料²¹は整備しておく必要があると考えられる。

- （イベント事業者の例）イベントの開催中止により無収入になり、家賃や給与の支払いが困難。取引銀行との関係からもやむを得ず役員給与を減額せざるを得ない状況にある。
- （観光業者の例）外国からの入国制限や外出自粛要請が行われたことで、売上が激減し、回復の見通しも立っていない。従業員の雇用や給与を維持するため、コストカットの必要性に迫られており、役員給与の減額等といった経営改善策を講じなければ、今後の経営状況が著しく悪化することが不可避である。

なお、業績悪化改定事由により役員報酬を期中に減額した場合について、もし新型コロナウイルスが沈静化し業績が回復した場合、役員報酬を従前の額に戻そうとすることを検討するケースがあるかもしれない。しかし、そのようなケースについて（再度の）増額改定分は、業績悪化改定事由には該当し得ず、役員の職制上の地位の変更等を伴う臨時改定事由がない限りは、原則的に定期同額給与とは扱われないため、留意が必要である。

国税庁FAQでは、以下のようなケースは定期改定事由に該当するものとされている。以下の例示のようなケースでは「特別の事情があると認められる場合」に該当し、3か月以内の役員給与の改定が結果として行われなかったとしても、改定後の役員給与の額は定期同額給与に該当するものとされている。

- 新型コロナウイルスの影響により、定時株主総会が延期されたことにより、会計期間開始の日から3か月以内に、役員報酬の総額及び各役員の定期給与の額が決定されなかったこと。

²⁰ 法人税基本通達9-2-13

²¹ 財務状況（及びその見通し）の悪化を示す資料、取締役会議事録などが考えられる。

4. 資産の評価損

新型コロナウイルスの影響により、様々な資産について評価損が生じる可能性があり、税務上その損金算入可能性につき問題が生じる恐れがある。

• 有価証券

上場有価証券の評価損の損金算入については、有価証券の事業年度終了時における価額が、①その時の帳簿価額の概ね 50%を下回ることとなり、かつ、②近い将来その価額の回復が見込まれていない状況で、損金経理を行うことが求められる²²。有価証券の評価損については、国税庁 FAQ では特段記載はされていないが、2009 年 4 月に公表された「上場有価証券の評価損に関する Q&A²³」が参考になるとと思われる。

上記②に関しては、一般的には、法人の側から過去の市場価格の推移や市場環境の動向、発行人の業況等を総合的に勘案した合理的な判断基準が示される限りにおいては、税務上その基準は尊重されることとされているものの、その合理的な判断基準をどのように設定するか実務上論点となりやすい。具体的な方策としては、以下のようなものがある。

- ① 専門性を有する第三者である証券アナリスト等による個別銘柄別・業種別分析や業界動向に係る見通し、株式発行人に関する企業情報等を用いて、当該株価が近い将来回復しないことについての根拠を提示すること。
- ② (評価損計上の対象となる上場有価証券を保有する法人が監査法人による監査を受ける法人である場合) 株価の回復可能性の判断の基準として一定の形式基準を策定し、税効果会計等の観点から自社の監査を担当する監査法人から、その合理性についてチェックを受けて、それを継続的に使用すること²⁴。

なお、上記②の監査法人による監査を受けている場合について、株価の回復可能性の判断をするための形式基準を新規に策定した場合、又は現在使用している形式基準を変更した場合には、その形式基準を監査法人からのチェックを受けながら継続的に使用する限りにおいて、合理的なものとして取り扱われるとされている。このため、新型コロナウイルスの影響を受け、新たに基準を作成する、又は、従前の基準を見直し、今回の年度決算から適用することは認められるものと考えられる。

• 減価償却資産

減価償却の対象となる減価償却資産は、事業の用²⁵に供しているものに限られる。新型コロナウイルスの蔓延する状況下で、稼働が休止している資産が生じるものと考えられ、稼働が休止している期間については、減価償却が認められないのではないか、という疑義が生じる。しかし、法人税基本通達 7-1-3 (稼働休止資産) では、「稼働を休止している資産であっても、その休止期間中必要な維持補修が行われており、いつでも稼働しうる状態にある」のであれば、減価償却資産として扱われるとされている。

²² 法人税法第 33 条第 2 項、法人税法施行令第 68 条第 1 項第 2 号イ、法人税基本通達 9-1-7

²³ <https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/hojin/090400/pdf/01.pdf>

²⁴ 株主や債権者など利害関係を有する第三者の保護のために財務情報の信頼性を確保する責務を有する独立の監査法人や公認会計士が行うその責務に裏付けられた監査の一環として行われるものを指している。監査法人等による関与であっても、その関与が自社の経営についてのコンサルタント業務のみを行う者や、会計参与や税理士による関与は該当しないことに留意する必要がある。

²⁵ 法人税法施行令第 13 条

新型コロナウイルスの影響で事業を一時的に休業していたとしても、必ずしも（資産の適切な維持管理が行われている限りにおいて）減価償却が認められないわけではない旨、留意が必要である。

- 棚卸資産

棚卸資産については、会社更生法に伴う評価換え等、一定の法的手続を行った場合等を除いては、以下のような事由により当該資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなった場合について評価損の損金算入が認められる²⁶。

- ① 災害による著しい損傷
- ② 著しい陳腐化
- ③ ①又は②に準ずる特別の事実

①に関しては、項目は異なるが、国税庁 FAQ の「災害損失欠損金に該当する例」を参酌すると、新型コロナウイルスの影響で販売できなくなったものが該当するものと思われる。これは、単に売上が思わしくない、ということではなく、施設内で感染者が確認されたことにより、消毒等の措置を行い通常価格では販売できなくなったような棚卸資産や、新型コロナウイルスの影響による休業により（消費期限を徒過したことにより）廃棄せざるを得ない状況にある棚卸資産等が含まれると考えられる。

②に関しては、季節商品の売れ残り、新型の製品が発売された場合の旧型製品等、物質的な欠陥がないにもかかわらず、経済的な環境の変化によりその価値が著しく減少し、その価額が回復しないと認められるものが含まれる²⁷。今回の新型コロナウイルスの文脈でいうとあまり生じないと思われるケースであるが、休業等による影響により販売時期を逸してしまった季節商品の売れ残り等がこれに該当すると考えられる。

③の特別の事実としては、例えば、破損、型崩れ、たなざらし、品質変化等により通常の方法によって販売することができないようになったことが含まれるとされている²⁸。①にも記載した、施設内で感染者が確認されたことにより、消毒等の措置を行い通常価格では販売できなくなったような棚卸資産がこれに該当すると考えられる。

5. 貸倒損失の計上

税務上の貸倒損失の計上については、従前から以下の様なケースについて認められている²⁹。

- ① 法的整理に伴う貸倒
- ② 実質的に回収不能の場合の貸倒
- ③ 一定期間取引停止後弁済がない場合等の貸倒

新型コロナウイルスの影響を勘案すると、①に関して、法的整理まで行きつくケースはあまり多くはないと思われる。②に関しては、従前どおりその適用につき慎重な検討が求められる。実務を勘案すると、債務者との取引を停止した時等の一定のタイミングから1年以上経過した場合等に、備忘価額を付して貸倒れとして損金経理をした場合にその貸倒損失の損金算入を認める形式基準である③の適用可能性を検討するのが一番容易であると思われる。

²⁶ 法人税法第 33 条、法人税法施行令第 68 条

²⁷ 法人税基本通達 9-1-4

²⁸ 法人税基本通達 9-1-5

²⁹ 法人税基本通達 9-6-1~9-6-3

しかしながら、前期の時点で既に一定のタイミングから1年以上経過している場合等、損金経理を行うタイミングについては十分に留意が必要である。

6. 取引先への支援（債務免除、低利又は無利息による融資）

従前から法人税基本通達9-4-6の2では、災害を受けた取引先に対する売掛債権の免除を行ったことによる損失は、寄附金の額に該当しないものとされている。2020年4月13日に法人税基本通達の改正が行われ、「新型インフルエンザ等が発生し、入国制限又は外出自粛の要請等自己の責めに帰すことのできない事情が生じたことにより、売上の減少等に伴い資金繰りが困難となった取引先に対する支援として行う債権の免除又は取引条件の変更」も同様に取り扱われることが明確化された。当然のことではあるが、債権の免除又は取引条件の変更を行った場合においては、その事実を示す書面を残しておく必要がある。

法人税基本通達9-4-6の3では、「災害を受けた取引先に対して低利又は無利息による融資をした場合において、当該融資が取引先の復旧を支援することを目的として災害発生後相当の期間内に行われたものであるときは、当該融資は正常な取引条件に従って行われたもの」とされている。つまり、通常より低い金利により貸付を行った場合であっても、その差は寄附金としては扱われない。この通達についても、法人税基本通達9-4-6の2と同様に新型コロナウイルスの影響を受けた取引先に対する貸付について適用できることが2020年4月13日の法人税基本通達の改正により明確化されている。

[最初のページに戻る](#)

2. アジア

香港

国家安全維持法の成立

中華人民共和国の全国人民代表大会常務委員会は、2020年6月30日、中華人民共和国香港特別行政区国家安全維持法（以下、「国家安全維持法」）を成立させた。国家安全維持法は、2020年6月30日午後11時をもって施行されている。6つの章及び66の条文によって構成される国家安全維持法について概説する。

国家の安全を脅かす罪

国家安全維持法は国家の安全を脅かす罪として、国家分裂罪、国家政権転覆罪、テロ活動罪、海外又は外部の勢力と結託し、国家の安全を脅かす罪という4種類の犯罪行為を規定している。

1. 国家分裂罪

該当行為	刑罰
<ul style="list-style-type: none">武力又は武力行使の脅しの有無にかかわらず、国家の分裂又は国家の統一を損なうことを目的として、以下のいずれかに該当する行為を組織し、計画し、実行又は参加する行為<ul style="list-style-type: none">(1) 中国から香港又は他の中国の一部を分離させる行為(2) 違法な手段によって香港又はその他の中国の一部の法的地位を変更させる行為	<ul style="list-style-type: none">参加者： 3年以下の有期徒刑、拘留又は拘束積極的参加者： 3年以上10年以下の有期徒刑主犯又は重大な犯罪者： 10年以上の有期徒刑又は終身刑

該当行為	刑罰
(3) 香港又はその他の中国の一部を外国に帰属させる行為	
<ul style="list-style-type: none"> 他者が上記の違反行為を行うために、金銭的その他の経済的な援助又は財産の提供を扇動し、幫助し、又は提供する行為 	<ul style="list-style-type: none"> 軽微な違反： 5年以内の有期懲役、拘留又は拘束 重大な違反： 5年以上10年以下の有期懲役

2. 国家政権転覆罪

該当行為	刑罰
<ul style="list-style-type: none"> 武力、武力行使の脅し又はその他の違法な手段により、国家政権の転覆を目的として、以下のいずれかに該当する行為を組織し、計画し、実行又は参加する行為 <ul style="list-style-type: none"> (1) 中国の憲法により確立された根本制度を打倒又は破壊する行為 (2) 中国の中央政権機関又は香港の政権機関を打倒する行為 (3) 中国の中央政権機関又は香港の政権機関の職務及び機能の遂行を著しく阻害し、妨害し、又は破壊する行為 (4) 香港の政権機関がその職務及び機能のために使用する建物及び施設を攻撃又は破壊する行為 	<ul style="list-style-type: none"> 参加者： 3年以内の有期懲役、拘留又は拘束 積極的参加者： 3年以上10年以下の有期懲役 主犯又は重大な犯罪者： 10年以上の有期懲役又は終身刑
<ul style="list-style-type: none"> 他者が上記の違反行為を行うために、金銭的その他の経済的な援助又は財産の提供を扇動し、幫助し、又は提供する行為 	<ul style="list-style-type: none"> 軽微な違反： 5年以内の有期懲役、拘留又は拘束 重大な違反： 5年以上10年以下の有期懲役

3. テロ活動罪

該当行為	刑罰
<ul style="list-style-type: none"> ● 政治的主張を実現するために中央人民政府、香港政府若しくは国際機関を脅迫し又は公衆を威嚇する目的で、社会に重大な危害を加え又は危害を加えることを意図する以下のいずれかに該当する行為を組織し、計画し、実行又は参加する行為 <ul style="list-style-type: none"> (1) 他者への重大な暴力 (2) 爆破、放火又は有毒若しくは放射性の物質、感染性のある病原体その他の物質の散布 (3) 交通手段、交通設備、電力設備、ガス設備その他の可燃性を有する又は爆発を誘発し得る設備の破壊工作 (4) 水道、電力、ガス、交通、通信、インターネットなどの公共サービスの提供及び管理のための電子制御システムに対する重大な妨害又は破壊工作 (5) その他の公衆衛生又は公衆の安全を深刻に脅かす危険な活動 	<ul style="list-style-type: none"> ● 深刻な傷害、死又は公共若しくは個人の財産の重大な損失が生じた場合： 10年以上の有期懲役又は終身刑 ● その他の場合： 3年以上10年以下の有期懲役
<ul style="list-style-type: none"> ● テロ組織を組織又は指揮する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ● テロ組織を組織又は指揮した者： 終身刑又は10年以上の有期懲役及び財産の没収 ● テロ組織の積極的参加者： 3年以上10年以下の有期懲役及び罰金 ● テロ組織のその他の参加者： 3年以下の有期懲役、拘留又は拘束及び罰金
<ul style="list-style-type: none"> ● テロ組織若しくはテロリストに対して、若しくはテロ活動の実行のために、訓練、武器、信用、資金、技術若しくは場所等を提供し、又は、テロ活動の実行の準備として爆発物等の物質を製造、不法所持その他の手段を使用する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な違反： 5年以上10年以下の有期懲役及び罰金又は財産の没収 ● その他の場合： 5年以下の有期懲役、拘留又は拘束及び罰金
<ul style="list-style-type: none"> ● テロリズムを喧伝し、又は、テロ活動を扇動する行為 	<ul style="list-style-type: none"> ● 重大な違反： 5年以上10年以下の有期懲役及び罰金又は財産の没収 ● その他の場合： 5年以下の有期懲役、拘留又は拘束及び罰金

4. 海外又は外部の勢力と結託し、国家の安全を脅かす罪

該当行為	刑罰
<ul style="list-style-type: none"> • 国家の安全に関する機密又は情報を外国又は海外の機関、組織、人員のために、盗み、諜報し、買収し、又は違法に提供する行為 • 以下のいずれかに該当する行為を行うために、外国又は海外の機関、組織、人員に対して、要求、共謀する行為又は外国又は海外の機関、組織、人員から直接的若しくは間接的に指示、管理、資金提供その他の支援を受ける行為 <ul style="list-style-type: none"> (1) 中国への戦争を行い、又は中国の主権、統一、領土の完全性を著しく損なうために武力を行使し、若しくは武力行使を脅迫する行為 (2) 香港政府又は中央人民政府による法律の策定及び実施を深刻に妨害し、重大な結果をもたらす可能性のある行為 (3) 香港における選挙を不正に操作し、又は妨害し、重大な結果をもたらす可能性のある行為 (4) 香港又は中国に対する制裁、封鎖、その他の敵対的活動 (5) 違法な手段によって、香港の居住者の間で中央人民政府又は香港政府に対する憎悪を誘発し、重大な結果をもたらす可能性のある行為 	<ul style="list-style-type: none"> • 3年以上10年以下の有期懲役 • 重大な違反： 終身刑又は10年以上の有期懲役 • 海外の機関、組織、人員も有罪とされ、処罰される。

国家安全維持法は刑罰としての個人の政治的権利のはく奪について明示的には規定していないが、裁判所によって国家の安全を脅かす罪を犯したことによる有罪判決を受けた者は、立法会、区議会の選挙に立候補したり、香港内において一切の公職に就いたりする資格を失う。

さらに、企業又は組織（法人化されているか否かを問わない）が、国家安全維持法の違反行為を行った場合には、罰金刑が科せられる。そして、当該企業又は組織が国家安全維持法に基づく有罪判決を受けた場合は、その事業は停止され、又はそのライセンス／営業許可が取り消される。

国家安全維持法に規定される犯罪の遂行から得た収入（金銭的援助、利益及び報酬並びに犯罪の遂行に使用された又は使用されることを意図された資金及び道具を含む）は、押収され、没収される。

中央人民政府及び香港政府の責任

中央人民政府は、香港の安全保障に関する基本的な責任を負っている。香港は、国家の安全を守る憲法上の責任を負っている。香港の行政機関、立法機関及び司法機関は、国家の安全保障を脅かすあらゆる行為や活動を防止、抑圧、処罰し、法の支配を守らなければならない。

国家の安全を守る義務を果たすために、香港は、（1）国家安全維持法及び国家の安全保障を脅かす行為や活動の防止、抑圧、処罰に関する香港内の法律を全面的に執行し、（2）国家の安全を守りテロ活動を防止するための取り組みを強化し、（3）学校、社会組織、メディア、インターネット等における国家安全保障に関する事項について、広報及び監督を強化するために必要な措

置を講じ、(4) 香港特別行政区基本法に規定されているように、国家の安全を守るための立法を完成し、早急に関連法令を精緻化しなければならない。

行政長官は、国家の安全保障に関する香港の義務の遂行に関する年次報告書を中央人民政府に提出する。

香港特別行政区国家安全維持委員会の設立

香港は、香港内の国家安全維持に関して責任を負う香港特別行政区国家安全維持委員会（以下、「国家安全維持委員会」）を設立した。国家安全維持委員会は、中央人民政府によって監督され、中央人民政府に対して責任を負う。行政長官が、政務庁長官、財政庁長官、法務庁長官、保安局長官、警視總監、香港警務処の国家安全保障部門の責任者、入国管理局長、税関局長、行政長官弁公室主任などのメンバーで構成される国家安全維持委員会を指揮する。行政長官はまた、国家安全維持委員会の事務局を統括する事務局長を指名し、中央人民政府は、国家安全維持委員会に助言を与える国家安全維持アドバイザーを指名する。

国家安全維持委員会の職務は、香港内における国家安全維持に関連する動向を分析・評価し、取組計画を立て、政策を策定し、法制度と執行メカニズムの発展を促進し、主要な取組と重要な活動の調整をすることにある。国家安全維持委員会は、その職務を遂行する上で、香港内のいかなる機関や組織からも干渉を受けることがなく、その職務に関連する情報は公開の対象とはならない。また、国家安全維持委員会の決定は、司法審査の対象とはならない。

管轄；法の適用範囲及び手続

国家安全維持法及び香港法は、国家安全維持を脅かす犯罪の告訴、刑事捜査、起訴、裁判、刑の執行などの手続に適用される。香港は、国家安全維持公署が管轄を有する特定の場合を除いて、国家安全維持法が適用される刑事事件の管轄権を有する。犯罪は起訴され、公開法廷において審理される。国家機密や公序良俗に関わる状況においては、裁判の全部又は一部はメディアや公衆には非公開となるが、判決は公開法廷で言い渡される。

国家安全維持に関する犯罪の起訴は、法務庁管轄の専門の部署が担当する。法務庁長官の書面による同意がなければ、国家安全維持に関する事件の起訴は行われない。

行政長官は、国家安全維持を脅かす犯罪に関する事件を取り扱う裁判官を指名する。裁判官は、治安判事裁判所、地方裁判所、第一審裁判所、控訴裁判所、終審裁判所の裁判官の中から選ばれる。行政長官は、指名を行う前に、国家安全維持委員会及び終審裁判所長官に諮問することができる。指名された裁判官の任期は1年となる。

国家安全維持に関する事件を取り扱う際、国家の安全を守る責任を有する香港警務処の部門は、現地法の下で重大な犯罪の捜査のために行使することが現在許容されている一切の手段をとることができ、国家安全維持法に規定される措置（国家の安全を脅かす犯罪の実行に関与したと合理的に疑われる者に対して、行政長官の承認を得て行う通信の傍受及び監視、敷地内の搜索、関係機関や関係者への回答の要求及び情報の提供又は削除など）を実行することができる。

法の支配の維持

国家の安全を守る際には、香港は、香港特別行政区基本法、「市民的及び政治的権利に関する国際規約」、「経済的・社会的及び文化的権利に関する国際規約」の関連規定にしたがって、言論、報道及び出版の自由並びに、結

社、集会、行進及びデモの自由を含む香港の居住者の権利及び自由を守るだけでなく、人権を尊重し保証しなければならない。

法の支配は、国家の安全を脅かす犯罪を防止、抑制、処罰する場合においても、遵守されなければならない。何人も、法の下で犯罪を構成しない行為について、有罪判決を受けて処罰されることはない。犯罪容疑者、被告人その他の裁判手続の当事者が法の下で享受する無罪の推定、防御権その他の裁判手続上の権利は、保護されなければならない。「二重処罰の禁止」ルールも適用される一すなわち、何人も、既に裁判手続において有罪又は無罪の判決を受けている行為と同じ行為について、再び裁判にかけられたり、罰せられたりすることはない。

中央人民政府による国家安全維持公署の設置

中央人民政府は、国家安全維持法の執行について監督・指導するために香港内に国家安全維持公署を設置する。同署は、国家の安全を守るために香港を監督、指導、調整及び支援する責任を負う。同署は、機密情報の発展及び共有について分析し、評価する。同署の職員は、中国国内法及び現地法を遵守し、国家監督当局の監督を受けなければならない。

同署は以下の3つの状況のいずれかに該当する事件について管轄権を有する（本子政府又は同署からの要請を中央人民政府が承認した場合に限る）。

- ① 外国又は外的要因が関与しているために複雑であり、香港が管轄権を行使することが困難な場合
- ② 香港政府が国家安全維持法を効果的に執行できない事態が発生した場合
- ③ 国家の安全に対して重大かつ差し迫った脅威が発生した場合

同署は、上記のような状況下で国家の安全を脅かす犯罪に関する事件について管轄権を行使する際に、事件の調査をする権限を与えられている。

適用範囲

犯罪を構成する行為又は犯罪の結果が香港内において発生した場合、当該犯罪は香港内において行われたものとみなされる。国家安全維持法は、香港において登録された船舶や航空機内で行われた犯罪にも適用される。また、香港の永住者又は香港内に設立された団体（法人化されているか否かを問わない）が、香港外で国家安全維持法規定の犯罪を犯した場合にも適用される。国家安全維持法は、香港の永住者でない者が香港外で犯した犯罪に適用される。

国家安全維持法は遡及効がなく、2020年6月30日以降に行われた行為にのみ適用される。

香港法との抵触；最終的な解釈権は全国人民代表委員会常務委員会に

香港法と国家安全維持法との間に矛盾が生じる場合、国家安全維持法の規定が優先される。全国人民代表委員会常務委員会が国家安全維持法を解釈する最終的な権限を有する。

[最初のページに戻る](#)

フィリピン

電子商取引に関する付加価値税（VAT）の改正

2020年5月19日"Digital Economy Taxation Act of 2020"を発効させるための法律案 House Bill No. 6765（以下、「本法律案」）が、国会の審議に付託された。本稿では、「Digital Economy Taxation Act of 2020」の影響について解説する。

本法律案の特筆すべき点

本法律案が可決された場合、非居住者から提供されたものを含む、デジタル又は電子的手段を用いて提供される物品及びサービスは、フィリピンにおける所得税及び付加価値税の課税対象となる。課税対象となるサービスは、以下のようなものである。

- **デジタル広告サービス**
オンライン広告サービス、デジタル広告枠の提供、オンライン広告を目的としたその他の設備（ウェブサイト等）の提供又はサービス。
- **電子商取引プラットフォーム**
電子的な伝達手段を介し、売り手と買い手を結び付ける仲介として機能するサービス。
- **Network orchestrator（以下、「C2C プラットフォーム³⁰」）**
情報技術を用いて、そのプラットフォームに登録したサービス提供者とサービス利用者のネットワークを構築し、マッチングを容易にする媒介として機能するサービス（例えば、UberのようなC2Cのサービスが該当すると考えられる）。
- **電子的に提供されるサービス**
主にインターネットのような電子的な伝達手段を通して消費者に提供されるサービス（例えば、電子書籍などが含まれると考えられる）。
- **サブスクリプションサービス**
製品又はサービスの利用に対する定額課金と引き換えに電子的に提供される製品又はサービス（例えば、音楽の定額配信サービスなどが含まれると考えられる）。

本法律案は、非居住者がこれらのサービスの提供に従事する権利を与えるものである。ただし、非居住者は、フィリピンに所在する代表事務所又はフィリピンの居住法人である代理人を通じてこれらのサービスを提供することが求められる。これらのサービスから生じる収益は、税務上、代表事務所又は代理人により稼得された収益として取り扱われる。

付加価値税については、付加価値税の課税対象となる事業の定義が「**デジタル又は電子的性質のものを含む物品又は資産の販売、交易、取引、賃貸又は電子的に提供されるものを含む**サービスの提供及び物品を輸入する事業」というように拡大される。

本法律案に基づくと、電子商取引プラットフォーム又はC2Cプラットフォームから収益が生じ、それを通じて支払われる場合、当該電子商取引プラットフォーム又はC2Cプラットフォームの提供者は、付加価値税を（売主若しくはサービス提供者から）徴収する責任を負うものとされる。また、C2Cプ

³⁰ 必ずしもC2Cに限られないと考えられるものの、ここでは便宜上、C2Cと表記している。

プラットフォームは、C2C プラットフォームにおいてサービス提供者が稼得する収益について源泉徴収義務を負うものとされる。

留意点

本法律案は、オンラインサービスやプラットフォームの課税に関する問題に直接対処できていない現行の電子商取引法と現実のギャップに対処するものである。特に、非居住者に代表事務所又は代理人を通じて活動することを義務付けることにより、オンライン取引における付加価値税の適用関係を明らかにしている。

更に、本法律案は、内国歳入庁歳入覚書回状（BIR Revenue Memorandum Circular）No. 055-13（以下、「覚書回状」）において課税対象とされる事業の対象を拡大し、電子商取引に係る課税に関するガイドラインとして整備されている。また、本法律案は、覚書回状ではカバーされていない電子商取引プラットフォーム及び C2C プラットフォームを通じた全てのオンラインでの取引をカバーしている。

本法律案は、現時点では成立していないが、影響を受けることが想定される企業や事業者は、今後本法律案によって生じる影響を考慮すべきである。

[最初のページに戻る](#)

3. 豪州

オーストラリア

フィンテック分野の新サンドボックス制度の導入

2020年5月26日に、会社規則 2020（フィンテックサンドボックスオーストラリア金融サービスライセンス免除制度）及び全国消費者信用保護規則 2020（フィンテックサンドボックスオーストラリアクレジットライセンス免除制度）（以下、総称して「新サンドボックス制度」）が裁可を受け、2020年9月1日に施行される予定である。オーストラリアで金融サービス又はクレジットサービスを提供しようとする事業者は原則として、オーストラリア証券投資委員会（以下、「ASIC」）から金融サービスライセンス又はクレジットライセンスを取得する必要がある。2016年に導入された旧サンドボックス制度により、一定の要件を満たす金融事業者については、金融ライセンス又はクレジットライセンスを取得することなく新しい金融製品やサービスを市場でテストすることが可能となったため、フィンテック産業の成長が大幅に促進された。今回成立した新サンドボックス制度は、金融ライセンス又はクレジットライセンスの取得免除要件（以下、総称して「ライセンス免除要件」）をさらに緩和するものであり、フィンテック分野のさらなる成長促進が期待される。

新サンドボックス制度における重要な変更点

今回成立した新サンドボックス制度における最も注目すべき変更点は、旧サンドボックス制度でライセンス免除要件となっていた個人顧客数の上限を100人までとする規制を撤廃する点、金融ライセンス取得免除期間を24か月に拡張する点、及び個人顧客への提供制限の対象外となる特定金融製品を追加する点である。また、銀行等の認可預金受託機関以外の者による非現金決済手段の提供を可能としている点も注目に値する。

新サンドボックス制度により、クレジットサービス事業者についても、これまでライセンス免除要件となっていた個人顧客数の上限を100人までとする規制が撤廃される。また、クレジットサービス事業者はこれまで第三者の信

用商品の仲介又は紹介することしかできなかったが、同制度により、クレジットライセンスを取得することなく信用供与が可能となる。

一方で、新サンドボックス制度については、ライセンス取得免除措置の適用を受けて運営される金融サービス又はクレジットサービスの総取扱金額の上限を500万豪ドルとする規制を新たに導入するなど規制を強化している側面も見られる。また、同制度においては、2000豪ドル未満のローン及び4年を超える期間の貸付は対象外としている。さらに、同制度においても、旧サンドボックス制度上の、リバースモーゲージ及び少額クレジットサービス事業をライセンス取得免除措置の対象外とする規制、並びにクレジット契約1件当たりの取引限度額を25,000豪ドルまでとする規制はそのまま踏襲される。

新サンドボックス制度の概要

オーストラリア政府が新サンドボックス制度を導入する意図は、フィンテック事業者等が革新的なサービスを創造し、より迅速かつ低コストで市場に参入することを可能とするためである。また、同制度の下でライセンス取得免除措置の適用を受ける事業者について、紛争解決及び補償制度が適用され、消費者保護が十分に図られる点も重要である。

要約すると、新サンドボックス制度における主要な変更点には次の事項が含まれる。

- ライセンス免除要件としての個人顧客数の上限を撤廃。
- これまで最大で12か月間であったライセンス取得免除期間を最大で24か月間に変更。また、ASICがライセンス取得免除の適用の可否を判断するための待機期間を14日間から30日間に変更。
- 銀行等の非認可預金受託機関以外の者が非現金支払手段の発行、変更及び処分を行うことを許容。
- クレジットサービス事業者が、第三者の信用商品の仲介又は紹介にとどまらず、ライセンスを取得することなく信用供与を可能とすること。
- 特定金融製品の個別取扱限度額を撤廃。すなわち、ライセンス取得免除措置の適用を受けて運営される金融サービスの総取扱金額の上限が500万豪ドルである点に変更はないが、一般保険及び生命保険商品、スーパーアニュエーション（年金制度）、並びに認可預金受託機関によって提供される預金管理設備及び非現金支払設備については、個人顧客1人当たりの個別取扱限度額を1万豪ドルとする規制の適用外とする。

ライセンス取得免除措置の適用を受ける事業者が遵守すべき義務

新サンドボックス制度により、ライセンス取得免除措置の適用を受ける事業者が遵守すべき義務には下記のようなものがある。

- 紛争解決手段に関する内部基準を確立・維持すること。また、オーストラリア金融苦情機関（以下、「AFCA」）の会員となり、ライセンス取得免除期間後も少なくとも12か月間は会員資格を維持すること。
- 個人顧客に対して助言を提供する場合には、各顧客に助言が記載された文書を提供し、顧客の最善利益追求義務を遵守すること。
- 信用供与する場合には、責任ある融資に関する規定が適用される。

- 顧客に所定の通知書を送ること。
- 顧客の金銭に関する規定を遵守すること。
- 関連する金融製品の開示を行うこと。
- ASICの補償命令を遵守すること。

ライセンス取得免除措置の適用を受けるための手続

金融サービス事業者又はクレジットサービス事業者が新サンドボックス制度によるライセンス取得免除措置の適用を受けるためには、要件を満たす個人又は事業者が、同制度において定められている要件を充足した届出をASICに提出する必要がある。当該届出提出後には30日間の待機期間があり、ASICは待機期間中にライセンス取得免除措置の適用の可否を判断することになる。ASICは当該適格個人又は事業者が最近導入された適格性審査に合格しないと判断した場合には、ライセンス取得免除措置の適用を拒否することが可能である。

[最初のページに戻る](#)

4. 欧州

EU

消費者の集団的権利回復に関するEU指令の最終合意案

欧州委員会は、消費者の共通の利益を保護するための集団訴訟に関するEU指令の合意案（以下、「本指令案」）を公表した。

本指令案の背景

2020年6月22日、欧州議会及び欧州理事会の交渉担当者は、本指令案に合意した。本指令案は2018年4月に当初案が作成された後、2019年11月には国内の案件とクロスボーダーの案件に関する集団訴訟の区別という概念を初めて導入して大幅に改訂された。2020年1月から欧州議会、欧州委員会及び欧州理事会の三者間で交渉が行われ、3月に一定の前進が見られた。

本指令案の制定の目的は、消費者保護を増大させることにあり、2018年に打ち出された消費者のためのニューディール政策（New Deal for Consumers）の一環である。EU加盟国においては、既に集団訴訟が利用可能な国もあるが、本指令案により、特にEUの中でも消費者集団が複数加盟国にまたがる場合に、EU市民の選択肢が増えることになる。本指令案は、米国においてみられるような集団訴訟に似た消費者保護制度を目的とするものの、いわゆる訴訟ファンドが資金援助するような大規模なオプト・アウト型（消費者個人による授權を必要としない集団訴訟類型）の訴訟を奨励あるいは許容することなく、個人が消費者集団の代表として訴訟追行できるような柔軟さを備えた制度が目標とされている。

本指令案の主な内容

欧州議会のプレスリリースでは、本指令案で導入される以下のような主要要素が確認されている。

- ① 加盟国レベル及びEUレベルにおける集団訴訟を許容することで、EU加盟国における消費者に、差止め及び救済措置としての集団訴訟による手続が少なくとも一つは利用可能となる。

- ② 公的機関等の適格団体に、消費者のために消費者集団を代表して差止めや救済措置のための手続を行う権限の付与及び財政的な支援が行われる。
- ③ 適格団体の指定の基準として、クロスボーダーの案件と国内の案件との間で準則は区別される：
 - クロスボーダーの案件の場合、適格団体となるには一定の統一基準を順守しなければならない。適格団体となろうとする団体は、指定に先立つ12か月間における消費者利益の保護活動を示さなければならず、非営利的性格を有し、消費者利益と経済的利害が反する第三者から独立した団体であることを要する。
 - 国内の案件の場合、EU加盟国は本指令案の目的と一致する適切な基準を策定することとなり、クロスボーダーの案件のために設定された準則と同一のものとする 것도可能である。
- ④ 本指令案では、消費者による司法制度へのアクセスと濫用的訴訟から事業を守ることの均衡をとるため、欧州議会により「敗訴者負担の原則」が導入され、係る原則により敗訴当事者が勝訴当事者の手続費用を負担することが確保されている。
- ⑤ さらに濫用的訴訟を避けるために、欧州議会の交渉担当者の要求により、裁判所又は行政機関が、国内法に基づいて、手続の中で可能な限り早期の段階で、訴えに理由がないことが明白な案件について棄却しうるものとされた。
- ⑥ EUレベルでクロスボーダーの集団訴訟を取り扱うために、集団的な権利回復のための欧州オンブズマン制度を創設するかどうかを欧州委員会が評価すべきであると交渉担当者は同意している。
- ⑦ 集団訴訟の対象範囲は広く、一般的な消費者法に加え、データ保護、金融サービス、旅行、エネルギー、通信、環境、健康、航空機及び列車の乗客の権利を含む多くの分野における事業者による違反が含まれる。

従前の議論からの変更点

2020年1月以降の欧州議会、欧州委員会、欧州理事会の三者対話での提案や2020年6月下旬のアナウンスによれば、本指令案に関して2019年11月の改定案から劇的な再変更はないものと考えられる。従前の案では、「反証し得る責任の推定」としてEU加盟国のうち1つの国の裁判所で責任があるとの判断がなされた場合には、他の全てのEU加盟国においても有責であることが推定されることとする案が検討されていたが、今回のプレスリリースにおいてはこの点に関する言及はなされていない。さらに従前の案からの大きな違いとしては、各EU加盟国における集団的権利回復のスキームに関する自治の範囲が制限される方向である点が挙げられる。

着目すべき点及び今後の動向について

本指令案がいつ施行されるかにかかわらず、事業主体としては、米国外でも集団訴訟の増加が見据えておくべきである。英国やイタリア、オランダでは、一定の種類の請求に関してオプト・アウト型の集団訴訟が導入され、また既に利用可能なオプト・イン型（消費者個人々人による授権が必要な集団訴訟類型）の集団訴訟についても増加の傾向にある。一例として、英国では、近時の控訴院の事件であるLloyd vs. Googleにおいて、財産的被害や損害を主張する必要なく消費者のための損害賠償請求を集団訴訟において進めることができる旨の判断が示された。この事件は、1998年データ保護法（Data Protection Act 1998）の下でデータの統制の喪失に関する事件であ

り、請求額としては潜在的に 30 億ポンド、対象となる消費者集団として約 440 万人の iPhone ユーザーが含まれている。同様に、EasyJet がデータ保護法違反を理由として英国の集団訴訟に直面しており、この集団訴訟では、集団訴訟命令の形式で、900 万人の顧客情報が盗み出され、2208 名の顧客のクレジットカード情報の詳細にアクセスされたことなどが主張されており、影響を受けた顧客一人につき 2000 ポンド、合計 180 億ポンドの支払いが請求されている。

本指令案は、欧州議会と欧州理事会からの正式な採択、各 EU 加盟国政府からの投票と公式な承認を経て、欧州連合官報で公布された 20 日後に、正式に効力を有する。各 EU 加盟国は 24 か月以内に当該指令を国内法化する必要があり、さらにその 6 か月以内に適用を開始することが求められる。

今後本指令案が法制化された場合には、訴訟及び民事救済の構図に変化があることは間違いないと考えられる。当局による調査が進行中の間でも訴えの提起がなされる可能性について対応できるような、複数国にまたがった戦略的な訴訟リスクコントロールのアプローチが求められる。

[最初のページに戻る](#)

EU

DAC6 に基づく報告期限が 6 か月延長される見通し

先日、欧州委員会は、EU 及び英国における強制開示制度（DAC6）に基づく報告期限を 3 か月延期する内容の提案を公表した。その後、EU 加盟国政府の常任代表委員会（COREPER）は、報告期限を 6 か月延期する内容の修正案（以下、「指令草案」）に合意した。

留意すべき点は、指令草案が承認された後、それが加盟国において採択されるか否かは当該加盟国の裁量に委ねられているという点である。従って、報告期限の延期がなされるか否かの見通しが不透明な現在においては、仮に報告期限の延期措置が取られなかった場合に備えて、報告義務を負う事業者は現行の遵守義務を履行するための準備を遅滞なく進めておく必要がある。

DAC6 の概要

いわゆる DAC6 として知られる EU の強制開示制度は 2020 年 7 月 1 日に効力を生じ、本来想定されていた報告期限はその効力発生日から 30 日以内とされていた。

広汎にわたる DAC6 制度の下では、事業者ではなくいわゆる intermediaries（典型的には税務アドバイザーなどが想定されているが、場合によっては税務に携わらない職員も対象となることがある）にも報告義務が課せられており、関与したクロスボーダー取引につき、2018 年 6 月 25 日まで遡って EU の税務当局に報告しなければならない。仮に intermediaries が当該クロスボーダー取引に関与していなかった場合や、弁護士の有する秘密保持特権の行使により報告義務を履行することができなかった場合には、本来の納税者が報告義務を負うこととなる。

制度の適用要件は、概ね以下のとおりである。

- ①EU 加盟国 2 か国間又は②EU 加盟国 1 か国と第三国間における取引であること
- その取引に積極的なタックスプランニングを示唆する一定の「特徴」が含まれていること

タックス・メリットを取ることが取引の主要な目的や、主要な目的の一つになっている場合でなくとも、要件に該当する場合がある。つまり、純粋にビジネス目的の取引であっても本制度の適用対象となり、報告義務が課される場合がありうることを意味する。報告義務を果たさなかった場合、その内容は加盟国間で異なるが、極めて重大な罰則が科される可能性があり、場合によっては刑事責任が科されるケースもありうる。

報告期限の6か月延長措置

報告期限の延期が検討されている背景には、もちろん世界的な広がりを見せる COVID-19 の影響がある。但し、繰り返しになるが、6か月の延期は加盟国の裁量に委ねられていることに留意が必要である。

DAC6 に基づく強制開示制度は、原則 2020 年 7 月 1 日以降適用されるが、加盟国がこの延長オプションを採択する場合、以下の修正が適用される：

- 2018 年 6 月 25 日から 2020 年 6 月 30 日までの間に実施された報告義務のあるクロスボーダー取引に関する情報の報告期限（本来は 2020 年 7 月 31 日）は、2021 年 2 月 28 日まで延期
- また、加盟国間におけるクロスボーダー取引に関する情報の初回の自動的交換の期限は、2020 年 10 月 31 日であったものを、2021 年 4 月 30 日まで延期

報告義務が 2020 年 7 月 1 日から 2020 年 12 月 31 日の間に発生する場合、当該機関の取引に係る報告期間は一律 2021 年 1 月 1 日から同年 1 月 30 日までとなる（1 月 1 日から 30 日以内の原則的報告期間を適用する）。当該期間における報告義務は、当該 6 か月の期間において以下のいずれかの事象が生じた場合に発生する：

- ① クロスボーダー取引の第一段階（First Step）を実施・履行したこと
- ② クロスボーダー取引に係る取り決めの内容の実行準備が完了したことが実施・履行可能となったこと
- ③ クロスボーダー取引に係る取り決めの内容が実施・履行可能となったこと
- ④ Intermediaries が、報告義務のあるクロスボーダー取引に係る取り決めに関連して、援助又は助言を提供したこと

また、市場性のある取り決め（marketable arrangements）の場合には、遅くとも 2021 年 4 月 30 日までに、intermediaries によって第一回定期報告書が作成されなければならない。

（報告期限に関する時系列）



さらに、指令草案は、「COVID-19 のパンデミックによって引き起こされた深刻な障害、経済的混乱、公衆衛生上の危険が引き続き存在し、加盟国がロックダウン措置を実施している場合」には、報告期限をさらに 3 か月延長することを認めている。

これまでのところ、ベルギー、ルクセンブルク、スウェーデンは、指令草案が承認された場合、自国においては、完全な延期措置の採択を想定していると発表した。英国当局は、「草案が最終決定されるまで待つ」と述べ、自国の制度についてどのような措置を施すかについて明言していない。

指令草案における報告期限の延期措置は、経済金融審議会（ECOFIN）の全会一致で承認されなければならない。また、欧州議会（EP）の意見を聴取することも必要で、この手続は2020年6月30日までに実施されることとなっている。さらに、2020年6月14日までに欧州経済社会委員会（European Economic and Social Committee）からも意見が出されることとなっている

当初述べたとおり、報告期限が延長されるか否かは現状未定であり、また本年度は報告義務が課される初年度で実務上の動きが固まっていないことから、報告対象となる事業者としては、延期措置の確定を待たずに準備を進めておくことが望ましい。

[最初のページに戻る](#)